

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

舞鶴市「環境にやさしい循環・共生のまち」再生計画～第2期～

2 地域再生計画の作成主体の名称

舞鶴市

3 地域再生計画の区域

舞鶴市の全域

4 地域再生計画の目標

舞鶴市は、本州日本海側のほぼ中央部、日本海が最も湾入した京都府北東部に位置し、人口90,287人（平成21年4月1日現在）、面積342.14平方キロメートルで、海や川の恩恵を受けて発展してきた。

若狭湾に湾口を開いた舞鶴港は、波静かな天然の良港を形成し、約98キロメートルに及ぶ海岸線一帯はリアス式海岸で、若狭湾国定公園の指定を受けるなど、多くの景勝地にも恵まれており、近年は、京阪神圏から最も近い日本海側の都市として、海・山・川に囲まれた多様で貴重な自然が多数存在し、海水浴、釣り、そして豊かな海洋資源・海産物の対象地として注目されている。

しかし、一方、舞鶴市域には、京都府最大の流域面積を有する一級河川の由良川のほか、高野川や伊佐津川等の中小河川が市内を貫流し、舞鶴湾等に注ぎ込んでいるが、工場・事業系排水のほか、近年のライフスタイルの変化や都市化の進展により、河川や舞鶴湾の水質汚濁の進行は一旦停滞しているものの、改善に向かっているとは言えず横ばい状態である。素晴らしい舞鶴の自然を守り、次世代へ引き継ぐためには、汚濁割合の高い（水質汚濁の大きな原因となっている）生活雑排水対策が引き続き重要な課題となっている。

舞鶴市では、生活排水を処理するために、昭和35年に公共下水道事業に着手し、東処理区は昭和44年、西処理区は平成7年に供用を開始し、現在、処理区の拡大及び処理施設の拡張に努めている。

また、市街地周辺部の農漁村地域では、下水道類似施設として、平成3年から漁業集落排水事業に着手し、3地区全てで整備を終え、農業集落排水事業は平成6年から事業着手し、現在7地区の整備が完了している。

さらに、浄化槽については、平成8年から個人設置の浄化槽整備事業を開始し、平成17年度からは市町村設置の浄化槽市町村整備推進事業を実施し、平成20年度末の汚水処理人口普及率は84.1%と全国平均の83.7%（平成19年度末）と同水準となったが、平成27年度全市水洗化をめざし地域特性に応じた汚水処理施設の整備を一層促進し、舞鶴市内河川の水質汚濁の防止、舞鶴湾の水質保全をはかることにより、舞鶴市の貴重な海洋資源等を守る。

また、河川や海の水質保全を通じて、市民や来訪者が川や海に親しめる環境づくりを再生することにより、舞鶴市の観光や漁業等の経済振興につなげ、地域経済の活性化をはかる。

（目標1）汚水処理施設の整備の促進

（汚水処理人口普及率を84.1%から92.9%に向上）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

舞鶴市では、「京都府水洗化総合計画」との整合性をはかりながら、平成21年度に「舞鶴市水洗化総合計画」の見直しを行い、平成27年度の全市水洗化を目指し、下水道や浄化槽等の有する特性や経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、より効率的に公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽の整備（市町村設置と個人設置）を進めている。

公共下水道は、舞鶴市の東・西・中市街地等の人口密集地区を中心に、東・西処理区に分けて整備を進めており、昭和35年に事業に着手し、東処理区は昭和44年、西処理区は平成7年、中地区については平成9年に供用を開始し、現在、比較的整備率が低い西処理区中心に、処理区の拡大及び施設の拡張に努めている。

事業計画については、昭和33年6月27日に東処理区、昭和60年1月8日に西処理区の事業認可を受け事業に着手し、平成17年6月24日に東西処理区の事業（変更）認可を受け、処理区の拡大に向け事業を進めており、現在、平成22年3月の事業（変更）認可を目指し手続き中である。

特定環境保全公共下水道は、自然公園区域内の水系水質保全や農村漁村の生活改善を目的としており、3処理区が対象で、昭和58年に事業認可を受け、3地区全ての事業が完了した。

なお、公共下水道及び特定環境保全公共下水道を合わせた、平成20年

度末の汚水処理人口普及率は、約84.1%である。

集落排水は、農村漁村の生活環境の改善や農業漁業の生産環境の保全等を目的としており、農業集落排水については、10地区が対象で、瀬崎、大丹生等の7地区で事業が完了し、現在1地区で事業を進めている。

漁業集落排水については、3地区が対象で、平成3年に事業着手し、平成12年に全て事業が完了している。

浄化槽整備は、個人設置と市町村設置の2手法により整備を進めることとしている。

個人設置は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に、浄化槽設置整備事業により、浄化槽設置者に対し、費用の一部を補助する制度で、平成8年度から開始しており、公共下水道計画区域外、農業・漁業集落排水事業区域並びに市町村設置区域で事業に着手していない地域の浄化槽地区が対象で、計996基に補助を実施している。

市町村設置は、公共下水道や集落排水が整備されない区域47地区が対象で、従来、個人設置で進めてきた浄化槽地区のより一層の水洗化促進をはかるため、浄化槽市町村整備推進事業により、市が地元同意を原則に、地区ごとに浄化槽を整備することとし、平成17年度から事業を開始している。

なお、浄化槽地区内の個人設置浄化槽については、市町村設置浄化槽の導入地区ごとに市へ寄附を受け、市町村設置と同様に市において管理を行っていく。

5-2 法第5条の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・舞鶴市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（市町村設置型）、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 舞鶴市の区域のうち西処理区、詳細は別紙による。
- ・浄化槽（市町村設置型） 河辺谷地区（河辺中地区、西屋地区、室牛地区、河辺由里地区、観音寺地区、河辺原地区、栴尾地区）大山地区、多称寺地区、中田地区、中田下地区、杉山地区、松尾地区、登尾地区、上根・寺田地区、岸谷地区、白滝地区、城屋地区の一部、吉田地区、大君地区、桑飼下地区、小原地区、和江地

区、丸田東地区、丸田西地区、八田地区、岡田由里地区、富室地区、地頭地区、滝ヶ宇呂地区、小俣地区、大俣地区、八戸地地区、長谷地区、上漆原地区、下漆原地区、下見谷地区、河原地区、西方寺地区、真壁地区、三日市地区の一部、上東地区の一部、下東地区の一部、和田地区の一部、匂崎地区の一部、青井地区、宇谷地区、上村地区、水間下地区、水間地区、中山地区、大川地区、志高地区。

- ・浄化槽（個人設置型） 舞鶴市の区域のうち公共下水道（特環含む）や集落排水及び浄化槽（市町村整備型）で整備する処理区を除く区域並びに集落排水及び浄化槽区域の内、未着手の処理区。

[事業期間]

- ・公共下水道 平成22年度～平成26年度
- ・浄化槽（市町村設置型） 平成24年度～平成26年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成22年度～平成26年度

[整備量]

- ・公共下水道 $\phi 50 \sim 400$ 64, 900 m
- ・浄化槽（市町村設置型、個人設置型） 180基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 西処理区で約5, 000人

浄化槽（市町村設置型） 舞鶴市の全域で約260人

浄化槽（個人設置型） 舞鶴市の全域で約130人

[事業費]

公共下水道	3, 541, 000千円
(うち交付金)	1, 770, 500千円)
浄化槽（市町村設置型）	137, 115千円
(うち交付金)	45, 705千円)
浄化槽（個人設置型）	26, 251千円
(うち交付金)	8, 750千円)
合計	3, 704, 366千円
(うち交付金)	1, 824, 955千円)

5-3 その他の事業

○公共下水道事業（特環を含む）

生活環境の改善と公共水域の水質の保全を目的として、市街地及び周辺地域における下水処理人口の普及を引き続き促進する。

○農業集落排水事業

農業用排水の水質保全、農業用排水施設維持管理または農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的に、原則として農業振興地域で集落単位の集合処理を行い、水洗化人口の普及促進を引き続き促進する。

○水洗便所等改造資金貸付金制度

施工者の費用負担の軽減を目的に、汲取り便所を水洗便所に改造する場合に資金の貸付を行い、水洗化人口の普及促進を引き続き行う。

工事に際しての地元説明会等で融資制度を紹介し、1戸あたりの限度額を600千円として年間約240件の利用実績があるが、今後も継続していく。

○湾内漁場清掃事業

閉鎖性水域の舞鶴湾の水質保全を図り、良好な漁場を確保し、つくり育てる漁業の推進を目的として年2回実施している清掃活動を、今後も引き続き行う。

○舞鶴の川と海を美しくする会事業

舞鶴市の川や海を美しくすることを目的に、昭和47年11月に市内自治会や事業所等で構成された「舞鶴の川と海を美しくする会」が発足した。同会では、毎年6月・10月を環境美化強化月間として定め、延べ20,000人の全市的規模で河川・海岸の一斉清掃を実施しているほか、水質汚濁の防止を求める事業所の巡回啓発や海水浴場パトロール等の環境美化啓発活動にも取り組んでおり、それらの活動に対し引き続き市が支援を行っていく。

6 計画期間

平成22年度～26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しをはかるために、関係機関で「地域再生協議会」を開催し、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし